

## 市民すこやかフェア実行委員会補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らせる社会を構築するため、市民が世代を越えて気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会を提供する事業（以下「事業」という。）を実施する市民すこやかフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 補助金は、実行委員会の運営及び事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 実行委員会の運営に要する経費のうち会場費、印刷費及び雑費
- (2) 事業の実施に要する経費のうち委託料
- (3) 上記各号のほか、市長が適当と認めるもの

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、実行委員会の運営及び事業の実施に要した費用を限度とし、市長が定める額とする。

### (交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、市民すこやかフェア実行委員会補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、市民すこやかフェア実行委員会補助金変更承認申請書(第2号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

(1) 事業主体の変更

(2) 補助事業内容の変更

(3) 補助金額の変更(補助対象経費の20%を超える増減)

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、市民すこやかフェア実行委員会補助金中止・廃止承認申請書(第3号様式)により行うものとする。

(事業完了の届)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、市民すこやかフェア実行委員会補助金実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

市民すこやかフェア実行委員会補助金交付申請書

年 月 日

京都市長

(申請者)

所在地

市民すこやかフェア実行委員会  
会長

標記のことについて、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請金額

円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

第2号様式（第6条関係）

市民すこやかフェア実行委員会補助金変更承認申請書

年 月 日

京都市長

(申請者)

所在地

市民すこやかフェア実行委員会  
会長

標記のことについて、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

変更内容	
変更理由	

第3号様式（第6条関係）

市民すこやかフェア実行委員会補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

京都市長

(申請者)

所在地

市民すこやかフェア実行委員会  
会長

標記のことについて、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

中止・廃止の理由	
----------	--

第4号様式（第7条関係）

市民すこやかフェア実行委員会補助金実績報告書

年 月 日

京都市長

(申請者)

所在地

市民すこやかフェア実行委員会  
会長

標記のことについて、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金額

円

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書